平成２９年（フ）第２２３号
滋賀県草津市矢橋町2070番地１
破産者　一般社団法人日本おんなたちの古民家グリーン建築再生機構
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
京都府亀岡市篠町野条下川13番地４
破産者　京栄建設株式会社
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
宮崎県都城市若葉町54号７番地２
破産者　株式会社ビューティプランニング
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６２号
茨城県神栖市筒井1616番地13
破産者　若林　倫子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２１８号
埼玉県深谷市武蔵野3573番地
破産者　吉岡　英司
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５４号
埼玉県深谷市武蔵野3387番地８
破産者　おやさいダイニングうまうまの樹こと
須田　大樹
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８４９号
広島市南区上東雲町31番12号　中本アパート２Ａ
破産者　植村　祐子（旧姓桑原）
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
北九州市小倉北区泉台３丁目７番25―207号
破産者　立石　勝大
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４号
北九州市小倉北区船場町２番６―614号
破産者　福田　優志
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６８号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目９番19号
破産者　久保　　稔
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４号
岩手県釜石市上中島町４丁目２番３号
破産者　山本　将司
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
岩手県遠野市松崎町光興寺８地割72番地56
破産者　立花　佳太
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第22地割27番地58
破産者　倉澤　　実
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第４９７号
埼玉県飯能市大字岩沢383番地３、破産手続開始時の住所埼玉県飯能市岩沢340―４
破産者　瀬戸　尋史
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８７号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草592番地１
コーポイグサ113号室
破産者　安重　敏夫
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８７０号
広島市安佐南区祇園８丁目７番11―１―104号　メイト中本
破産者　忠末　優也
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６号
北九州市小倉北区下到津４丁目８番21―1001号
破産者　宮房　泰寛
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５３号
北九州市門司区下二十町７番２―907号
破産者　上田　正幸
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５４号
北九州市門司区下二十町７番２―907号
破産者　上田　七子
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部